

# 第7期分別収集計画

平成25年6月

由布市

# 由布市分別収集計画

【由布市】

平成 25 年 5 月 30 日

## 1. 計画策定の意義

昨今の社会発展に伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。また、土地利用の高度化、住民の生活環境への意識の高まり等を背景にして、廃棄物の処理施設や最終処分場の確保は困難になって来ており廃棄物の処理を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。又従来の焼却、埋立てを基本とする廃棄物処理を続けて行くことは困難であり、ひいては住民生活に重大な支障や将来に多大な財政負担を荷すことになる。

本計画は、このような状況のなか、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、技術的にも再生資源としての利用が可能な容器包装について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、ごみの発生を抑制すると共に、可能な限り資源としての再生再利用を積極的に進め資源循環型社会の形成を目指すものである。

## 2. 基本的方向

従来の廃棄物処理システムを転換し、新たな循環型社会を目指して本計画の基本的方向を以下に示す。

- ・ 住民・事業者・行政が一体となった、ごみの発生抑制、減量化を基本とした地域社会づくり
- ・ 住民・事業者・行政が一体となった、リサイクル型の地域社会づくり
- ・ 住民・事業者・行政が一体となった、衛生的で安全、快適な地域社会づくり

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5ヵ年とし、3年毎に改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	区 域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装 廃棄物	由 布 市	1,119	1,114	1,110	1,105	1,101

6. 容器包装廃棄物の排出を抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 教育の充実

小中学校における教育の一環としてごみ・環境をテーマとした授業の取組みを図る。

(2) 啓発の取組み

自治会、老人会、女性団体等を通じて、ごみの抑制や分別排出の指導また再生利用の意義及び効果や適切なおみの出し方等に関する教育的啓発活動を積極的に推進する。また市報等による広報活動の充実化も図る。

(3) 過剰包装の抑制

エコバッグ制度を推進する。

7. 分別収集をするものとした、容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

平成9年度から開始した分別収集の実施状況、廃棄物処理施設の整備状況並びに再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、住民の協力度、組合が有する収集機材等を勘案し収集に係る分別の区分は下表右欄の通りとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

由布市

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	35.5 t		35.4 t		35.3 t		35.1 t		35.0 t	
主としてアルミ製の容器	34.6 t		34.5 t		34.3 t		34.2 t		34.1 t	
無色のガラス製容器	(合計) 12.4 t		(合計) 12.4 t		(合計) 12.3 t		(合計) 12.3 t		(合計) 12.2 t	
	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)
	12.4 t	t	12.4 t	t	12.3 t	t	12.3 t	t	12.2 t	t
茶色のガラス製容器	(合計) 33.0 t		(合計) 32.9 t		(合計) 32.8 t		(合計) 32.6 t		(合計) 32.5 t	
	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)
	33.0 t	t	32.9 t	t	32.8 t	t	32.6 t	t	32.5 t	t
その他のガラス製容器	(合計) 3.2 t		(合計) 3.2 t		(合計) 3.2 t		(合計) 3.2 t		(合計) 3.2 t	
	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)
	3.2 t	t	3.2 t	t	3.2 t	t	3.2 t	t	3.2 t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	9.1 t		9.0 t		9.0 t		9.0 t		8.9 t	
主としてダンボール製の容器	554.7 t		552.4 t		550.3 t		548.1 t		545.9 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣定める商品を充てんするためのもの	(合計) 65.6 t		(合計) 65.4 t		(合計) 65.1 t		(合計) 64.8 t		(合計) 64.6 t	
	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)
	65.6 t	t	65.4 t	t	65.1 t	t	64.8 t	t	64.6 t	t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 93.3 t		(合計) 93.0 t		(合計) 92.6 t		(合計) 92.2 t		(合計) 91.9 t	
	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)	(引渡 量)	(独 処 理 量)
	93.3 t	t	93.0 t	t	92.6 t	t	92.2 t	t	91.9 t	t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{ごみ全体排出量(推計)} \times \text{容器包装廃棄物排出比率(実績の平均)}$$

また、人口変動率は平成20年から24年の実績を見るにあたり、人口は挾間町を除き平行又は減少の傾向にあるが平成26年以降もほぼ同じ傾向になると予測する。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
由布市	35,621 人 (対前年度比) 0.996 %	35,479 人 (対前年度比) 0.996 %	35,337 人 (対前年度比) 0.996 %	35,196 人 (対前年度比) 0.996 %	35,055 人 (対前年度比) 0.996 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	組合による定期収集 (庄内・挾間)	組合
	アルミ製容器		委託業者による定期収集 (湯布院町)	
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	組合による定期収集	組合
	茶色のガラス製容器		委託業者による定期収集 (湯布院町)	
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収、 由布市による拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	組合による定期収集 委託業者による定期収集 (湯布院町)	組合 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	組合による定期収集 委託業者による定期収集 (湯布院町)	組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	組合による定期収集 委託業者による定期収集 (湯布院町)	組合

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

平成19年4月より缶・ビン・ペット・資源プラを大分市リサイクルプラザにおいて選別、圧縮・保管している。又、段ボールは独自処理しているがなお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 集団回収等に関する取り組み

- ① 自治体による有価物集団回収運動の拡張・充実・強化に努める。
- ② 空き缶クリーン作戦の実施

この事業は、小中学校での空き缶回収を通じて、生徒の「もの」を大切にする心の育成と住みよい環境づくりを概念に実施するもので、由布市においても同じ取り組みを実施し、PTAや学校現場等関係機関との連携を図りながら、充実・強化を図る。

### (2) 事業者によるリサイクルの促進

- ① 排出事業者に対する資源化の指導

ごみを排出する場合に必要な情報(清掃業者と契約する場合組合の許可している業者を教えることや、ごみの分別についてなど)又はごみの搬入制限、抑制等の情報の提供を図る。

### (3) 普及・啓発活動等

- ① 情報の提供

ごみの分別方法についての情報を市報等により地域住民に提供し分別収集の重要性を図る。

- ② 説明会等の開催

自治会あるいは各種団体の会合において、ごみの減量化・リサイクルについての説明会を開催し家庭や職場での取り組みを図る。